

# 令和5年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 議事次第

日時：令和5年12月14日（木）  
14時00分～  
場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 動物衛生の動向に関する情報共有
3. 2023年9月のWOAHコード委員会報告書において提示された陸生コード改正案等に係る意見交換
  - ① 口蹄疫（第8.8章）
  - ② バイオセキュリティ（第4.X章）
  - ③ 物品の輸出に適用される措置及び手続（第5.4章）
  - ④ 物品の輸入に適用される措置及び手続（第5.6章）
  - ⑤ 獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用（第6.10章）
  - ⑥ アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）
  - ⑦ と畜時のアニマルウェルフェア（第7.5章）
4. その他
  - ① 鳥インフルエンザに関する最新の研究結果について
  - ② 質疑応答

## 令和5年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

### メンバー名簿

#### <通常メンバー>

- (1) 飯塚 修 (公社) 日本動物福祉協会 理事
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会 国際交流部長
- (3) 小田 茂樹 北海道農政部生産振興局 畜産振興課  
家畜衛生担当課長
- (4) 片野 緑 日本生活協同組合連合会 組織推進本部  
社会・地域活動推進部 部長
- (5) 瀬瀬 美千世 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長
- (6) 近藤 康二 (公社) 中央畜産会 専務理事
- (7) 境 政人 (公社) 日本獣医師会 専務理事
- (8) 塩島 勉 (一社) 日本食肉加工協会 専務理事
- (9) 砂川 富正 国立感染症研究所 実地疫学研究センター  
センター長
- (10) 筒井 俊之 立命館大学 食マネジメント学部 教授
- (11) 寺田 繁 (一社) 中央酪農会議 事務局長
- (12) 村尾 芳久 (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長

(五十音順)

# 令和5年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

## 配付資料一覧

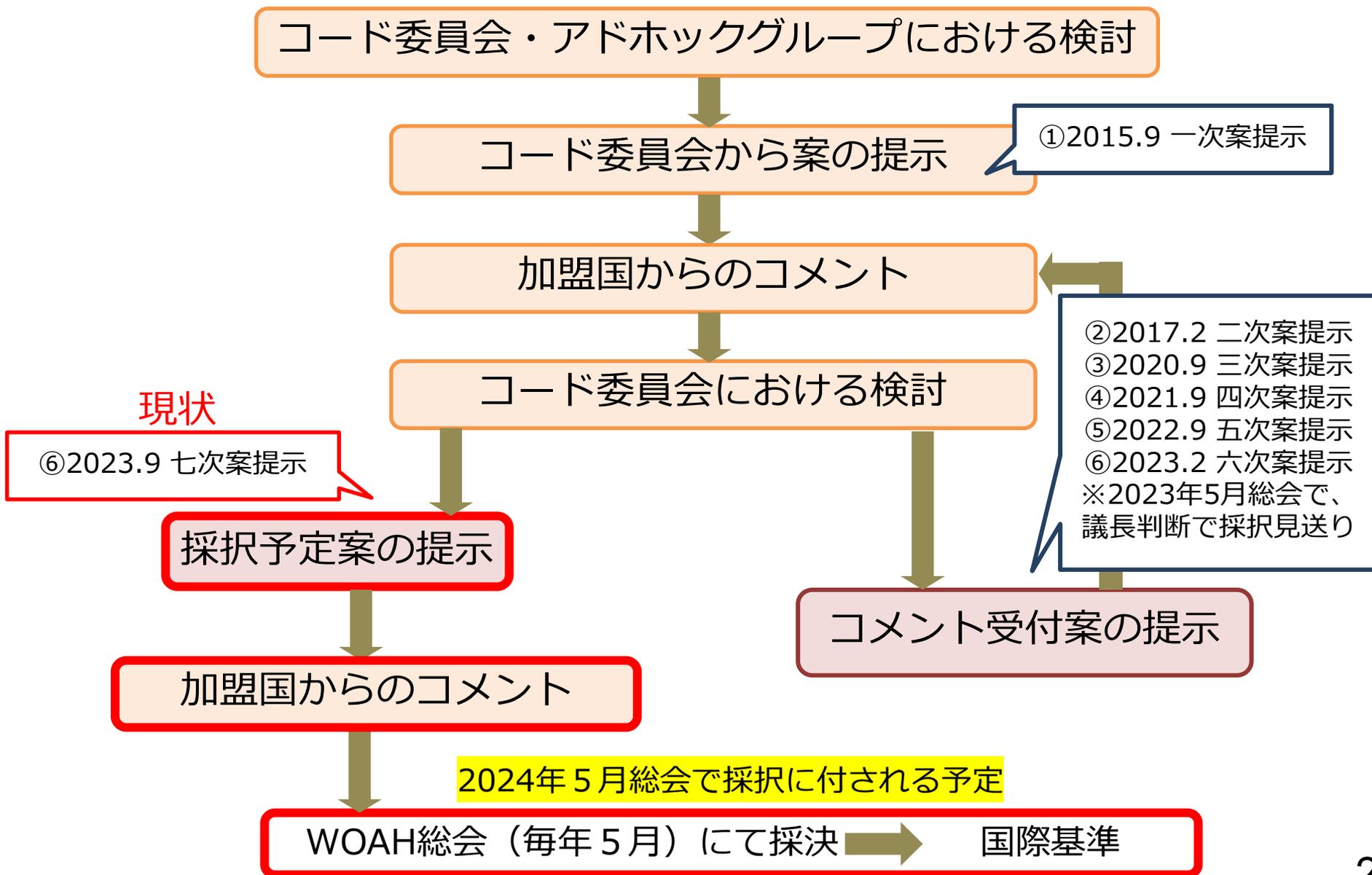
資料1：口蹄疫	・・・	1
資料2：バイオセキュリティ	・・・	31
資料3：物品の輸出に適用される措置及び手続	・・・	42
資料4：物品の輸入に適用される措置及び手続	・・・	51
資料5：獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用	・・・	61
資料6：アニマルウェルフェアの勧告に関する序論	・・・	77
資料7：と畜時のアニマルウェルフェア	・・・	86
資料8：鳥インフルエンザに関する最新の研究結果について	・・・	95

## 【参考資料】

- 参考1：「口蹄疫」章の改正案（英文）  
「口蹄疫」章の改正案（仮訳）
- 参考2：「バイオセキュリティ」章の改正案（英文）  
「バイオセキュリティ」章の改正案（仮訳）
- 参考3：「物品の輸出に適用される措置及び手続」章の改正案（英文）  
「物品の輸出に適用される措置及び手続」章の改正案（仮訳）
- 参考4：「物品の輸入に適用される措置及び手続」章の改正案（英文）  
「物品の輸入に適用される措置及び手続」章の改正案（仮訳）
- 参考5：「獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用」章の改正案（英文）  
「獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用」章の改正案（仮訳）
- 参考6：「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」章の改正案（英文）  
「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」章の改正案（仮訳）
- 参考7：「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案（英文）  
「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案（仮訳）

# 第8.8章 口蹄疫

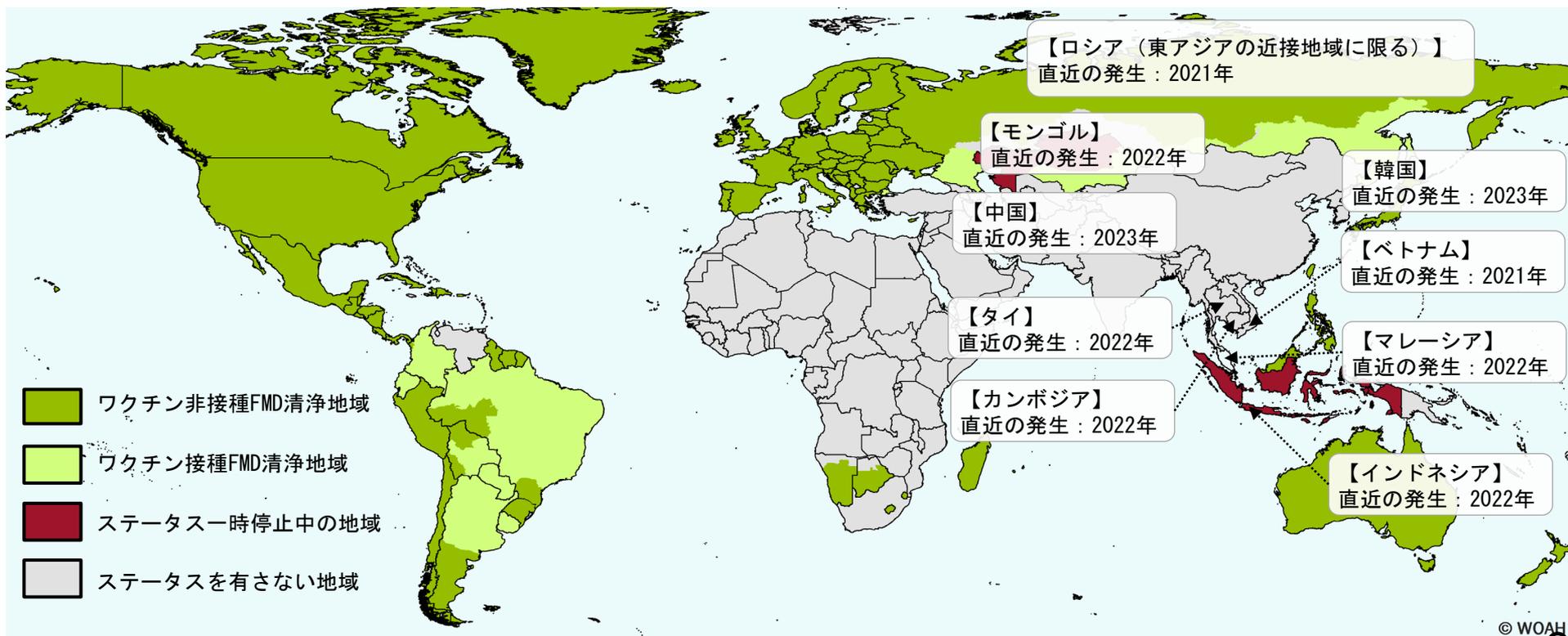
# WOAHコードの改正プロセス



# 口蹄疫の世界の発生状況

- ◆日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年に清浄国に復帰。
- ◆中国・韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- ◆侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。

## 口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況（2023年11月時点）



## 【改正案のポイント：第8.8.2条、第8.8.11条関係】

- **ワクチン接種清浄国由来のワクチン接種動物をワクチン非接種清浄国に輸入した場合であっても、非接種清浄国のステータスは影響を受けない。**（ワクチン非接種清浄国の要件から、ワクチン接種動物の導入がないことを削除。）



**ワクチン接種清浄国のワクチン接種動物であれば、第8.8.11条の一定の条件を満たせば、輸入可能**となってしまふ。

（改正案本文）

第8.8.11.条 感受性動物のワクチン接種清浄国からの輸入に関する推奨事項（一部抜粋）

- 4) ワクチンが接種されている場合、発送前14日以内に採取された検体を用いたウイルス学的検査及び非構造タンパク（NSP）検出血清学的検査を受けて、陰性の結果であること。

# 現行案に対する我が国の考え方（2）-経緯-

我が国は、本件について、これまでも**反対意見を提出**。  
しかし、**WOAH側（コード委員会）は、この生体の移動に伴うリスクは無視できる程度として、引き続き改正案を維持**。

## ● 過去のコメント①

- **ウイルス学的検査と非構造タンパク(NSP)検出血清学的検査が、移動前の個体の清浄性確認の検査法としては不十分であることはWOAHマニュアルでも示されている。**
- また、輸入国の非接種清浄ステータスを維持するには、**輸入されたワクチン接種動物の個体識別や他のワクチン非接種動物との隔離等、防護地域の設定と同等の厳格な管理措置が必要**。このため、改正案は再検討されるべき。

(参考) 口蹄疫の診断法 (WOAHマニュアル第3.1.8章 抜粋)

	検査法	移動前の個体の清浄性確認
病原体の検出	ウイルス分離	+
	リアルタイムRT-PCR	+
	RT-PCR	+
免疫反応の検出	抗NSP（非構造タンパク）抗体検出 ELISA	++ (推奨されるが、検出できない場合もある)

## ● 過去のコメント②

- 現案では、ワクチン非接種清浄国へのワクチン接種動物の輸入後に、接種動物と非接種動物が混在する輸入国において、**FMDウイルスが存在しないことを立証するサーベイランスに関する十分なガイダンスが含まれていない。**
- このため、サーベイランス条項に**適切なガイダンス**を含めるとともに、加盟国の実務に**有用なガイドライン**を速やかに作成・公表すべき。



## WOAH（専門委員会）の見解

この要請に対して、一時はガイドラインを作成するとしていた。しかし、後に撤回。現在は、**現行案のサーベイランスに関する規定で十分であるとの立場。**



我が国としては、手続き面や技術的観点からも、この点に関する改正案については、引き続き支持することはできないため、**反対意見を提出すること**としたい。



## コメント方針（総論）

- 本年の総会では、この論点等について加盟国の賛否が大きく分かれた結果、議長が採択を見送った経緯がある。それにもかかわらず、新たな知見や代替のテキストも示されておらず、争点が全く解消されていない。元来、ワクチンを使用してはならないワクチン非接種清浄国に、接種動物を輸入可能とする合理的理由はない。
- 国際基準の採択にあたっては、コンセンサスを目指すという原則を踏まえて、2024年2月会合においては、**現在反対している国が賛同できる改正案を示すことを要請**する。それが難しければ、この点に関しては、**現行コードの内容を踏襲した上で、採択に付すように要請**する。

## コメント方針①（技術的観点）



現行の  
規定

第8.8.2条（ワクチン非接種清浄国の要件）には、動物園動物に緊急ワクチンを接種しても**一定の条件（当該動物の個体識別、他の感受性動物集団からの隔離、ワクチン接種後12カ月のサーベイランス等）**を満たしていれば、ステータスは影響を受けないとされている。

改正案

ワクチン接種清浄国からの接種動物については、第8.8.11条に基づき、ウイルス学的及び血清学的検査で陰性であれば、ワクチン非接種清浄国に輸入可能であり、輸入した非接種清浄国のステータスも影響を受けないとされている。しかしながら、**輸入されたワクチン接種動物への管理措置は何も規定されていない。**



**リスクベース及び整合性の観点から、非接種清浄国に輸入された接種動物についても、ワクチン接種された動物園動物と同等あるいはより厳格な要件（個体識別、隔離、サーベイランス等）が課されるべき。**

## コメント方針②（技術的観点）



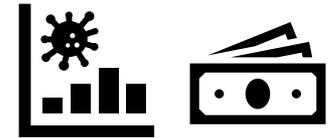
改正案

サーベイランスに関する規定（第8.8.40-8.8.42条）では、非接種動物と接種動物が混在する国・地域に対する、適切なサーベイランスを実施するためのガイダンスが含まれていない。



現案を維持するならば、**サーベイランスに関して、実践的かつ効果的なガイダンスと併せて提案**されるべきである。

## コメント方針③（技術的観点）



### 改正案

輸入される接種動物の用途や上限数が規定されておらず、輸入後の管理措置が何も定められていない。

**多数の抗体陽性動物がサーベイランスで摘発される可能性があり、防疫上、多大な混乱が生じる可能性がある。**

仮に、輸入後の管理措置が定められたとしても、その実施には**多大な行政的及び経済的なコストが必要**となるため、実現可能性に乏しい。

したがって、この改正案通りに採択されれば、**貿易交渉において、無用な軋轢を生みかねず、加盟国の利益を損なう恐れ。**



## 参考

- 改正案に関するこれまでの議論内容
- 口蹄疫やゾーニング等に関する基礎情報
- 検討の経緯
- 章の構成

# 改正案に関するこれまでの議論内容（1）

## 【第8.8.2条関係】

ワクチン非接種清浄国にアフリカ水牛（口蹄疫のキャリア動物）が侵入した場合について、加盟国から提出された文書に基づき、第8.8.2条の清浄化の要件が引き続き充足されていることをWOAH科学委員会が認めれば、清浄ステータスを維持できる。

なお、これまでの議論の中で、特に以下の点が重要になるとされている。

- ❑ アフリカ水牛が他の感受性動物と接触していないこと、または、アフリカ水牛がFMDウイルスを保有していないことを検査により示す必要がある。
- ❑ いずれも示せない場合、接触した可能性のあるすべての動物について潜伏期間（14日間）の2倍の期間のサーベイランスを行い、FMD感染がないことを示す必要がある。



【アフリカ水牛（出典：wikipedia）】

# 改正案に関するこれまでの議論内容（2）

## 【第8.8.2条、第8.8.3条】

清浄国の要件として、当局が野生動物の分布や生息地を把握していることを追加

## 【我が国の過去コメント】

口蹄疫の場合、豚熱と異なり、感受性動物が幅広く、明確な臨床症状を示さない場合もあるため、野生動物のパッシブサーベイランスにより疾病発生の兆候について知見を得ることは困難。

## 【2022年9月のコード委員会の見解】

これは、野生動物に対する一般的なパッシブサーベイランスが実施されていることを担保したいとの意図だが、コードの他の箇所で、野生動物のサーベイランスはカバーされているため、本条からは削除する。

### 第8.8.2.条 ワクチン非接種清浄国・地域

(略)

3) 獣医当局は、受動的サーベイランスを通じて、~~国又は地域の野生及び野生化した感受性動物の分布、および生息地、および疾病発生の兆候~~について現在の知見を持っている。

(略)

我が国のコメントが反映された結果

# 改正案に関するこれまでの議論内容（3）

## 【第8.8.3条関係】

ワクチン接種清浄国の要件で規定されている各種期間の整理の見直し

- 早期摘発のためのサーベイランス実施期間：過去24か月
- 疾病の発生やウイルス伝播のない期間：過去12か月
- ワクチン接種の実施期間：過去12か月

に見直し

## 【第8.8.4bis条関係】

ワクチン接種清浄コンパートメント設定に関する規定を新設

- 現行コードで規定されているワクチン非接種清浄コンパートメントに加えて、ワクチン接種清浄コンパートメントの設定に関する規定の追加
- 過去に我が国が提出したコメントを踏まえて、接種清浄のコンパートメントの要件は、非接種清浄のそれより厳格なものとされた経緯あり。

# 改正案に関するこれまでの議論内容（４）

## 【第8.8.5bis条関係】

清浄国内に防護地域（Protection Zone）を設定する場合の規定を新設

- 防護地域の設定要件
  - 1) 防護地域内の感受性動物集団の特定
  - 2) 感受性動物及びそれに由来する製品の厳格な移動制限
  - 3) 防護地域内のサーベイランスの強化及び国内の他の地域における啓発の強化
  - 4) 防護地域内のバイオセキュリティの強化
  - 5) 関係者に対する啓発キャンペーンの実施
  - 6) 特にワクチン非接種清浄国で防護地域が設定された場合、緊急ワクチン接種を含むバイオセキュリティ計画の準備
- ワクチン非接種清浄国内の防護地域でワクチン接種が実施された場合や、清浄だった防護地域内で発生があった場合、防護地域の清浄ステータスは一時停止されるが、当該国の他の地域の清浄ステータスは影響を受けない。
- 清浄ステータスが変更されなかった防護地域は、WOAHによる承認日から24か月を超えて継続してはならない。加盟国は、24か月以内に、防護地域を解除するか、別の地域として防護地域の公式認定をWOAHに申請する必要がある。

# 改正案に関するこれまでの議論内容（5）

## 【第8.8.7条関係】

ワクチン非接種清浄国で発生があり、緊急ワクチン接種を行った後にワクチン接種動物の全頭と畜を行わなかった場合に、一定の要件を満たせば、清浄ステータス復帰までの期間を短縮する規定の追加

- 緊急ワクチン接種を行った後に、ワクチン接種動物の全頭と畜を行わなかった場合の清浄ステータス復帰に要する期間について、現行は6か月であるところ、「血清学的サーベイランス等により、ワクチン非接種動物での感染やワクチン接種動物間での伝播がないこと」を示すことに加えて、「使用したワクチンの有効性や接種が効果的に行われたこと」を文書で示すことができれば、現行の6か月から最短3か月に短縮可能とする。

# 改正案に関するこれまでの議論内容（6）

## 【第8.8.31bis条関係】

「食品残さ飼料（swill）」の不活化要件を新設

第8.8.31bis条として、豚熱及びアフリカ豚熱の章と同様に、食品残さ飼料（swill）中の口蹄疫ウイルス（FMDV）の不活化方法を新たに規定。具体的には以下の3つの選択肢を提示。

- 1) 継続的に攪拌しながら、少なくとも90℃の温度で、少なくとも60分間維持、又は
- 2) 絶対圧力3気圧下において、少なくとも121℃の温度で、少なくとも10分間維持、又は
- 3) FMDVを不活化することが証明されている同等の処理が行われる

# 改正案に関するこれまでの議論内容（7）

## 【第8.8.22ter条】

口蹄疫汚染国からの山羊・羊の生鮮肉の輸入に関する条項を新設

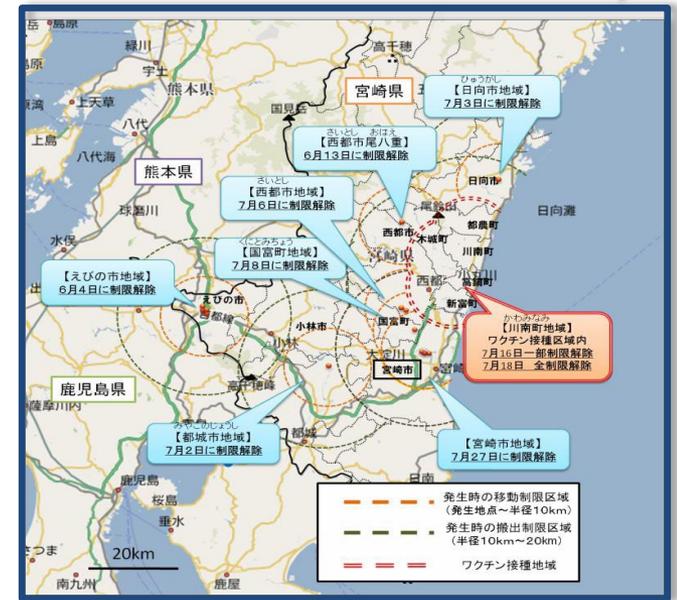
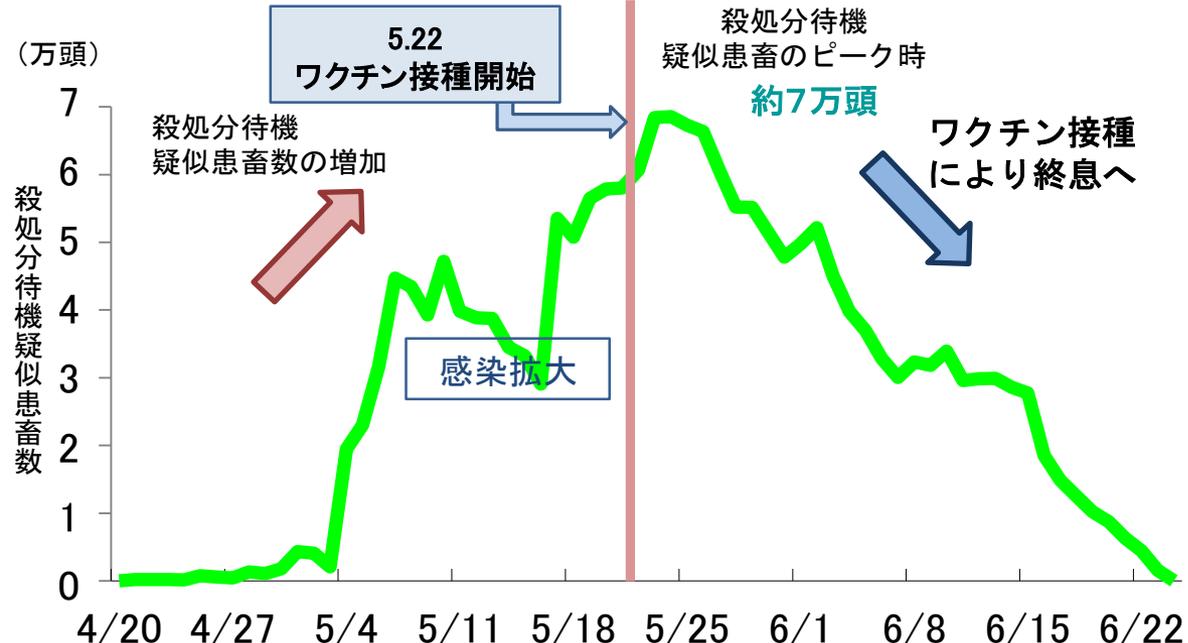
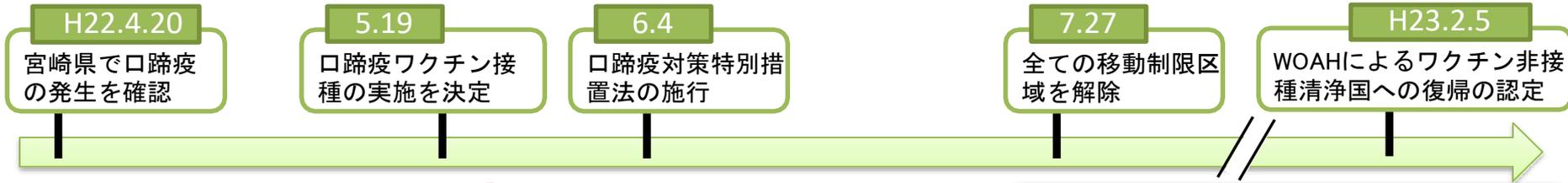
- 口蹄疫汚染国からの生鮮牛肉の輸入に関する条項（現行コード第8.8.22条）に規定されているリスク管理措置である、「と畜後脱骨前に、2℃を上回る温度で24時間以上熟成すること。また、熟成工程を経た後、当該枝肉について、背最長筋中央のpHを測定し、pHが6.0未満に下がっていることを確認すること」は、従来、牛肉でのみ実証されていた。
- 山羊・羊の肉についても応用できるとのエビデンスが示されたことから、同様の規定を盛り込んだ新規条項が提案された。

# 口蹄疫について

<b>感受性動物</b>	偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、めん羊、シカなど） 感受性： 牛 > 豚    ウイルス排泄量： 豚は牛の100～2,000倍 アフリカ水牛は不顕性感染し、長期間ウイルスを排泄するキャリアとなる
<b>症状</b>	【牛】 高熱（40～41℃）、食欲・体力減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、水疱（口腔、舌、鼻、蹄、乳房、乳頭） 水疱形成による疼痛などにより跛行、起立不能、泌乳の減少ないし停止 感染動物が死亡することはまれだが、幼弱動物では突然死することがある。 【豚】 症状が比較的軽く、水疱も小さい 【めん山羊】 症状が不明瞭
<b>原因</b>	口蹄疫ウイルス ・ <u>ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車両などを介して、群から群に感染が拡大する。</u> ・ 天候によっては、風の方向に発生が広がることが知られている。 ・ <u>感染群内での直接伝播性は高く、通常1週間以内に全群が感染を起こす。</u>
<b>潜伏期間</b>	【牛】 6.2日    【豚】 10.6日    【めん羊】 9.0日 感染ウイルス量が多いと短く、少ないと長くなる傾向がある

# 日本における発生事例

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施（ワクチン接種殺処分：87,094頭）
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除



# ゾーニングとは

疾病の予防・制御や発生時の国際貿易の維持のために、獣医当局が、国の中の一部に、特定の疾病ステータスを有した地域（ゾーン）を設定する考え方

## 【清浄地域 (free zone)】

疾病の発生のないことがサーベイランス等で確認されている地域。

## 【汚染地域 (infected zone)】

国内で発生のある地域。清浄国の一部地域に疾病が侵入した場合も含む。

## 【防護地域 (protection zone)】

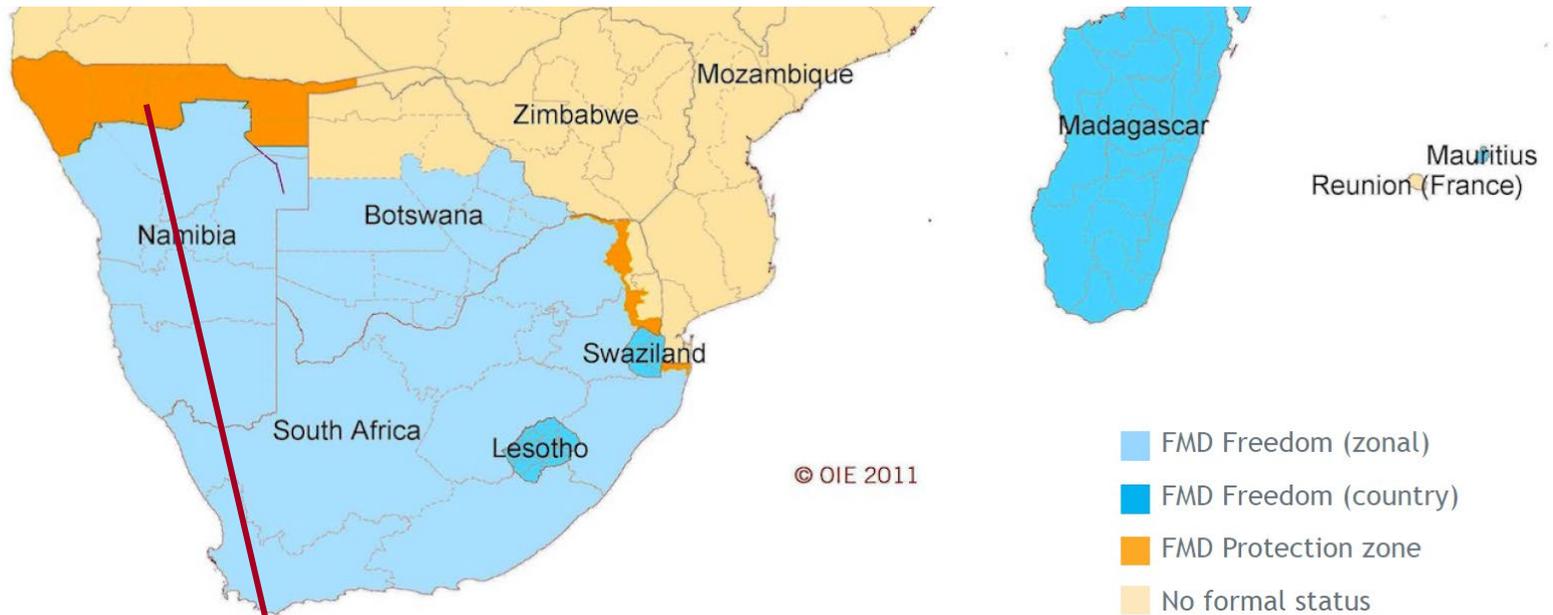
周辺の汚染国・地域からの疾病の侵入を防止し、清浄ステータスを維持するために設定される地域。防護地域内ではワクチン接種等により疾病の侵入を防止。強力な移動管理、サーベイランス、個体識別、トレーサビリティ等により、域外の動物群と明確に区別。

## 【封じ込め地域 (containment zone)】

清浄国で疾病の発生があった場合に、発生の影響を最小限にする目的で、疫学的に関連する全ての感染動物及び疑い動物を包含する形で設定。次のいずれかを満たせば、封じ込め地域が効果的に設定されたと考えられる。（１）封じ込め地域内で２潜伏期間、新たな発生がないこと、（２）封じ込め地域が発生が継続している「内側地域」と２潜伏期間、新たな発生がない「外側地域」から構成され、「内側地域」とそれ以外の地域が適切な措置で分離されている。

# 防護地域の運用

防護地域 (protection zone) の例 (2011年時点の南アフリカ地域の口蹄疫の状況)



清浄地域と汚染地域の境界に設定された防護地域

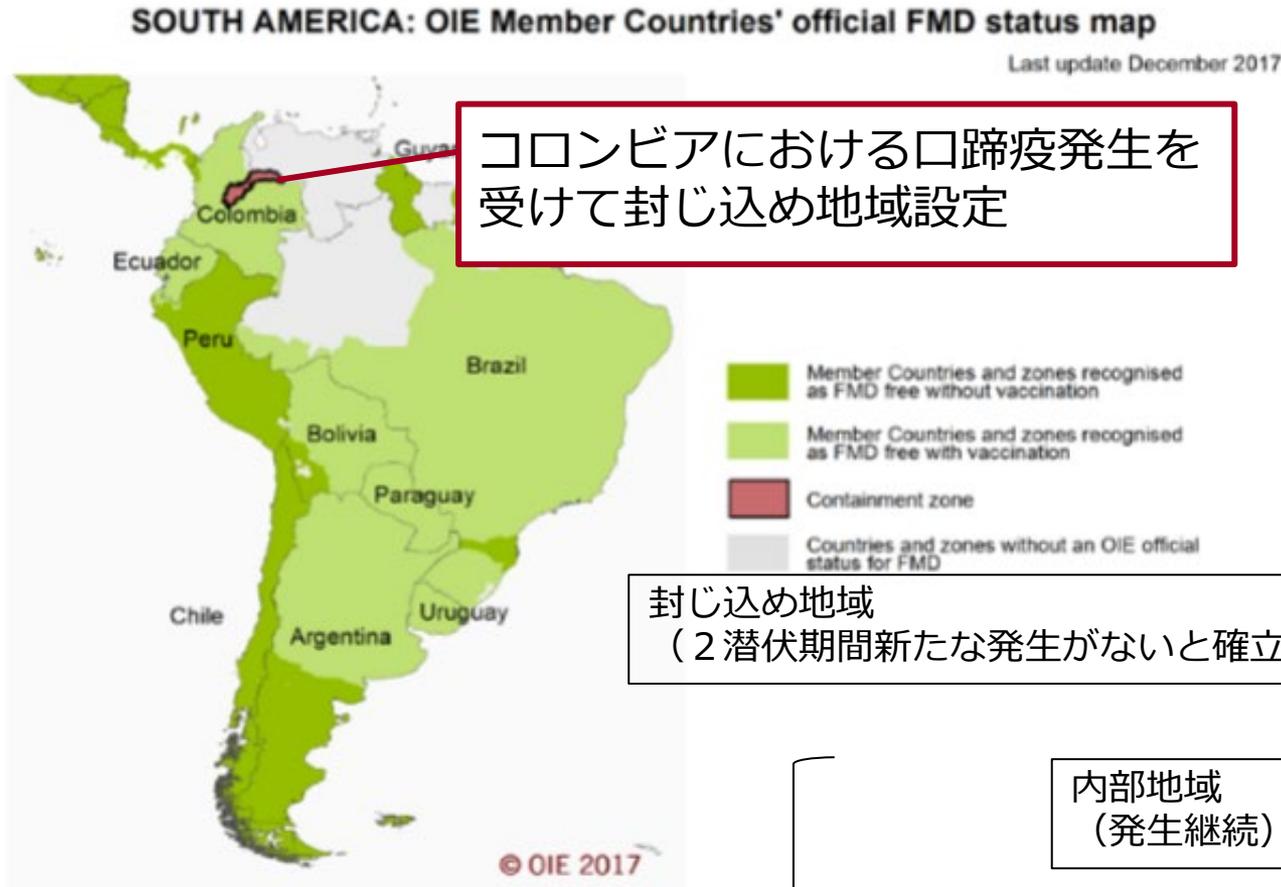
# 防護地域の運用

実際に発生がなくても、疾病侵入リスクが高まった場合（感染野生動物の侵入など）に、一時的な管理措置として防護地域を設置するという運用が新たに追加（第4.4章ゾーニングとコンパートメント：2021年5月WOAH総会採択）

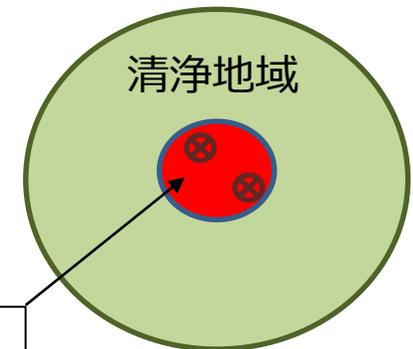
- 防護地域の要件を満たす証拠をWOAHに提出し、受理された場合に防護地域は有効となる。
- 一時的な管理措置として防護地域を申請し、受理された場合は、受理後24か月間のみ有効
- WOA公式ステータス認定対象疾病について、恒久的な防護地域として設定したい場合は、通常のWOAHによる公式認定プロセス（総会決議等）を経る必要
- 設定した防護地域で疾病が発生する、あるいは防護地域内でワクチン接種を行うなどにより、防護地域内のステータスが変わっても、疾病の拡大を防止する措置が講じられ、その後封じ込め地域（containment zone）に移行できるようであれば、その他の地域のステータスは影響されない。
- 具体的な防護地域の運用については疾病固有章で規定

# 封じ込め地域の運用

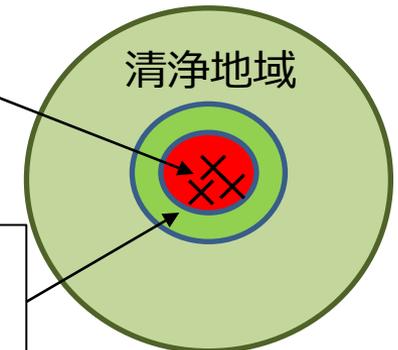
封じ込め地域の例（2017年時点の南アメリカ地域の口蹄疫の状況）



封じ込め地域の概念  
〈パターン1〉

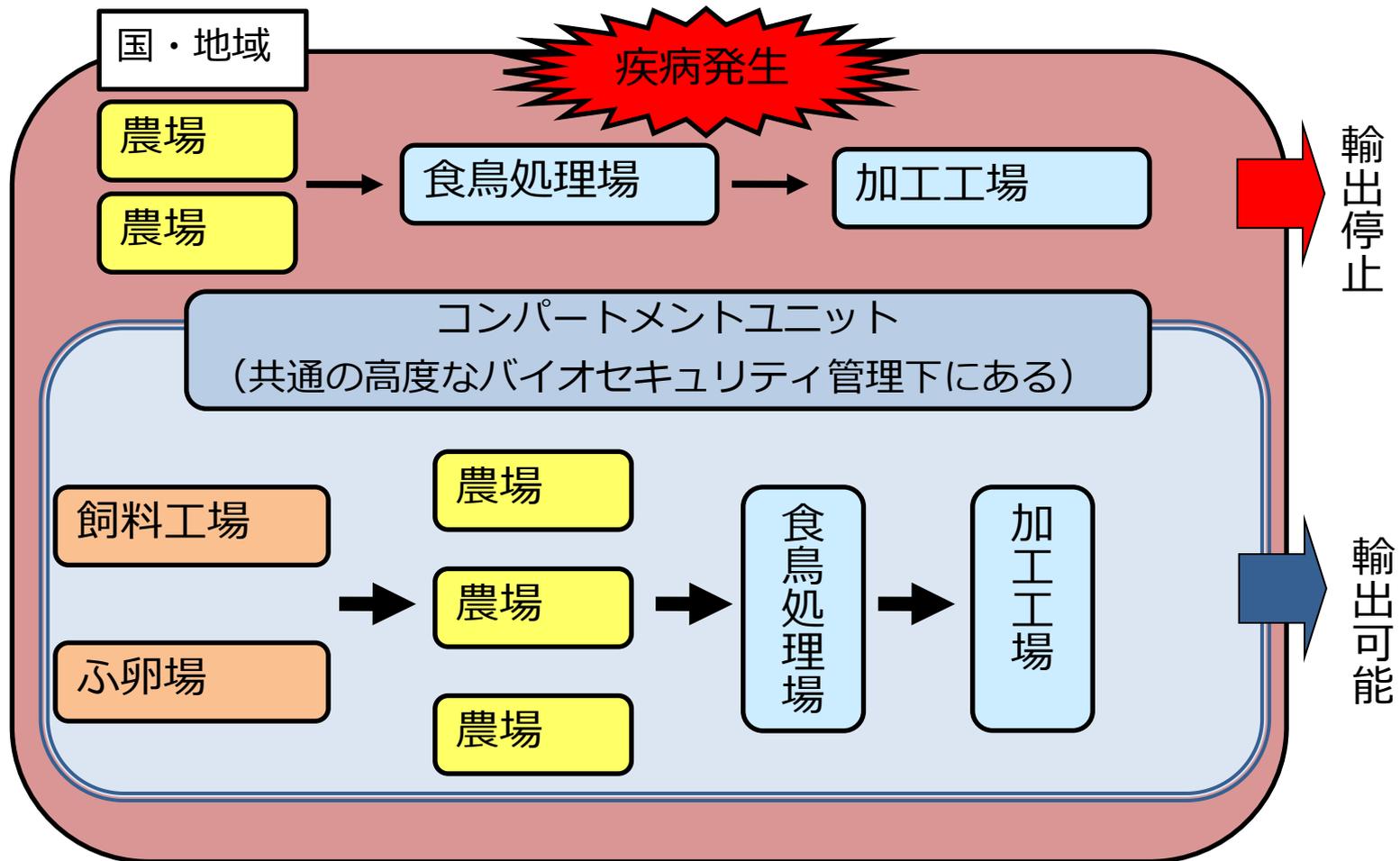


〈パターン2〉



# コンパートメントとは

コンパートメントとは、発生地域にあっても、高度な衛生管理（バイオセキュリティ等）により清浄と認められる施設（群）からの輸入を認める概念



# 検討の経緯（1）

2013年2月	コード委員会により全面改正が決定
2014年9月	コード委は一次修正案を提示
2015年2月	二次修正案を提示
2015年5月	採択
2015年9月	保留になった事項があったため、再び改正を決定
2016年2月	第8.8.4条及び第8.8.4bis条を追加する一次修正案を提示
2016年5月	日本からコメント提出（ワクチン接種清浄コンパートメント要件）
2016年9月	アドホックグループにおいて、ワクチン接種コンパートメント、より大きな封じ込め地域、ワクチン接種動物の移動といった新たな概念が提案され、科学委員会及びコード委員会で検討中。他の章や用語の定義にも影響があり、これらと矛盾のないようにコード改正案を検討。
2017年2月	二次修正案を提示
2017年7月	日本からコメント提出（章全体）
一時的な防護地域設定のコンセプトに関する議論を踏まえ、第4.4章を改定するまで検討を保留	
2020年9月	三次修正案を提示

# 検討の経緯（2）

2020年12月	日本からコメント提出（章全体、安全物品）
2021年9月	四次修正案を提示
2021年12月	日本からコメント提出（章全体、安全物品、ワクチン非接種清浄国の要件、ワクチン接種清浄国からの生体の輸入に関する勧告）
2022年9月	五次修正案を提示
2022年12月	日本からコメント提出（章全体、ワクチン接種清浄国からの生体の輸入に関する勧告、サーベイランス）
2023年2月	六次修正案を提示
2023年5月	WOAH総会で採択予定だったが、議長判断で採択見送り
2023年9月	七次修正案を提示

# 章の構成（１）

第1条	総則
第1bis条	安全物品
第2条	ワクチン非接種FMD清浄国又は地域
第3条	ワクチン接種FMD清浄国又は地域
第3bis条	FMD清浄国又は地域におけるワクチン接種ステータスの移行
第4条	ワクチン非接種FMD清浄コンパートメント
第4bis条	ワクチン接種FMD清浄コンパートメント
第5条	FMD汚染国又は地域
第5bis条	FMD清浄国又は地域内の防護地域の設定
第6条	FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第7条	清浄ステータスの回復

# 章の構成（2）

第8,9bis条 [第9条削除]	と畜を目的とするFMD感受性動物の直接輸送
第10~12条	生体の輸入に関する勧告
第13条	削除
第14~16条	新鮮又は冷凍精液の輸入に関する勧告
第17条	削除
第18,19条	体外受精卵の輸入に関する勧告
第20~23条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第24条	その他の動物製品の輸入に関する勧告
第25条	乳及び乳製品の輸入に関する勧告
第26条	削除
第27~30条	毛、皮、わら等の輸入に関する勧告
第31~38条	FMDウイルスの不活化方法

# 章の構成（3）

第39条	WOAH承認FMD公的管理プログラム
第40条	サーベイランスの一般原則
第41条	サーベイランスの手法
第42条	血清学的検査の使用及び解釈